

帯広市飲食業経営継続支援金 Q&A

(令和3年3月26日時点)

1 給付対象要件について

- Q1-1 給付対象要件は？
- Q1-2 上記の対象要件②が示す「飲食店」「持ち帰り・配達飲食サービス業」とは具体的にどのような店舗か？
- Q1-3 申請者は誰になるか？
- Q1-4 複数の店舗を経営している場合は、複数の店舗が対象となるか？
- Q1-5 登記(法人の場合)が市外で、店舗が帯広市内にある場合、対象となるか？
- Q1-6 居住地(個人事業者の場合)が市外で、店舗が帯広市内にある場合、対象となるか？
- Q1-7 居住地(個人事業者の場合)が帯広市で、店舗が市外にある場合、対象となるか？
- Q1-8 対象とならない事業者はどのようなものか？
- Q1-9 令和2年2月1日以降に開店しているため、店舗売上の対前年同月比が出せない場合はどうしたらよいか？
- Q1-10 最近コロナウイルスの影響で廃業したが、支援金はもらえるか？
- Q1-11 閉店しようと考えているが、支援金はもらえるのか？
- Q1-12 スーパーでお弁当を販売しているが、当店は対象となるか？
- Q1-13 当店は法人で飲食チェーン店を営んでおり、本社所在地はA町で事務所のみであり、店舗は全て帯広市にあるが、支援金はもらえるか？
- Q1-14 当社は食材卸で、コロナの影響を大きく受けているが、飲食店同様に対象にならないか？
- Q1-15 ホテルで飲食営業を行っており、飲食店営業許可もあるが、支援の対象になるか？
- Q1-16 令和3年1月以降ずっと休業していた影響により、30%以上の売上減少になったものだが、支援の対象になるか？
- Q1-17 ここ2年ずっと休業しているが支援の対象になるか？
- Q1-18 社員食堂は支援の対象になるか？
- Q1-19 下宿だが、食事を出している場合、支援の対象になるか？
- Q1-20 魚屋の店内でお弁当を売っているのだが、支援の対象になるか？
- Q1-21 スーパーの店内でクレープを販売しているのだが、支援の対象になるか？
- Q1-22 本社が東京にある飲食チェーン店をフランチャイズで経営しているが、当社は支援の対象になるか？
- Q1-23 コーヒー豆の販売と喫茶店の営業を行っているのだが、支援の対象になるか？
- Q1-24 菓子店でソフトクリーム等も出しているが、飲食店営業や喫茶店営業の許可はなく、食品衛生管理者の資格と菓子製造業許可しかない場合、支援金はもらえるか？
- Q1-25 最近、帯広市に転居した飲食店を経営する個人事業者だが、支援金はもらえるか？
- Q1-26 キッチンカーを複数台保有し営業しているが、台数に応じて支援金が支払われるのか？
- Q1-27 令和3年1月に国の持続化給付金が入金された。令和3年1月の売上に含めて売上減少の前年同月比較を行うのか？

- Q1-28 申請は複数回できるのか？
- Q1-29 店舗の「食品衛生責任者」の名義でも申請できるか？
- Q1-30 新装オープンするため、既存店舗を令和3年1月に閉店したが、支援金を申請できるか？

2 提出書類の内容について

- Q2-1 申請にはどのような書類が必要か？
- Q2-2 売上高の根拠となる資料はどのようなものか？
- Q2-3 支援金申請者と「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」の営業者の名義が違う場合はどうしたらよいか？
- Q2-4 小売と飲食と売上が混在しているが、全て計上してよいか？
- Q2-5 インターネット銀行に振り込んでほしいが通帳はない。どうしたらよいか？
- Q2-6 免許証のコピーを本人確認書類として提出する予定だが、住所が以前のままである。これでは不可か？
- Q2-7 申請者とは別の名義の口座に振り込んでもらうことは可能か？
- Q2-8 保健所の飲食店営業許可を紛失してしまったが、どうしたらよいか？
- Q2-9 申請書兼誓約書の捨印欄に押印したくないのだが、しなくてもよいか？
- Q2-10 比較月に国の持続化給付金を受けている。持続化給付金に関する資料は必要か？

3 その他

- Q3-1 申請期間はいつまでか？
- Q3-2 電子申請は可能か？
- Q3-3 およそどの程度で入金されるか？
- Q3-4 申請にあたって、対面で相談できるのか？
- Q3-5 提出した申請書の内容に不備がなかったか、郵送した申請書が届いているかをコールセンターに確認できるのか？
- Q3-6 支援金の使い方に制限はあるか？
- Q3-7 国や北海道の支援金を申請していても、市の支援金の申請は可能か？
- Q3-8 支援金は課税対象となるか？
- Q3-9 休業や時短営業をする必要はあるか？
- Q3-10 支援金の給付日はどのようにお知らせされるか？
- Q3-11 新型コロナウイルス対策について、どの程度行う必要があるか？
- Q3-12 申請の際の郵送料は、申請者が負担するのか？
- Q3-13 パソコンがないため申請書の印刷ができない。どうしたらよいか？
- Q3-14 よくわからないので市役所の人が申請書を書いてくれないか？
- Q3-15 なぜ「飲食業」だけ支援するのか？

Q3-16 従業員だが、実質的な飲食店経営者である。支援金はもらえるか？

Q3-17 普通郵便での申請でもよいか？

Q3-18 架空の売上額で申請した事実が発覚した場合どうなるか？

Q3-19 当社は東京にも店舗があり、休業の支援金を都から支給されているが、東京の店舗も受給可能か？

1 給付対象要件について

Q1-1 給付対象要件は？

A 下記の①から⑦の全てを満たすことが要件です。

- ① 令和3年1月1日時点で、次のいずれかに該当する飲食店事業者
 - ・帯広市内に本社を有する法人
 - ・帯広市内にお住いの個人事業者（住民票を有するもの）
- ② 日本標準産業分類の「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に属する店舗
※詳細はQ1-2のとおり
- ③ 食品衛生法における「飲食店営業」又は「喫茶店営業」許可を持つ店舗であること
- ④ 令和2年12月31日までに開店した店舗であること
- ⑤ 令和2年11月から令和3年2月までの任意の月（1か月）の売上が前年同月比で30%以上減少していること
※店舗毎の比較
※令和2年2月1日以降に開店した店舗で、前年比較ができない場合は別途ご相談ください。
→この場合、開店日が分かるものを併せてご提出いただきます。
- ⑥ 北海道スタイルを実践している店舗であること
- ⑦ 今後も事業を継続する意思があること

Q1-2 上記の対象要件②が示す「飲食店」「持ち帰り・配達飲食サービス業」とは具体的にどのような店舗か？

A 下記の例のとおりです。

(例)

「76：飲食店」～ 居酒屋、焼き鳥屋、ダイニングバー、バー、スナック、大衆食堂、定食屋、ファミリーレストラン、ラーメン店、焼き肉店、すし屋、そば屋、うどん店、喫茶店、カフェなど

「77：持ち帰り・配達飲食サービス業」～ 持ち帰りすし店、弁当屋、移動販売（調理を行うもの）、宅配ピザ屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店など

Q1-3 申請者は誰になるか？

A 「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得した際に登録している店舗の経営者が申請者となります。

Q1-4 複数の店舗を経営している場合は、複数の店舗が対象となるか？

A 対象となります。「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している複数店舗をまとめて申請することができます。ただし、売上の比較は店舗毎に行う必要があります。

Q1-5 登記(法人の場合)が市外で、店舗が帯広市内にある場合、対象となるか？

A 法人は、帯広市内の法人事業者であることが対象要件となりますので、市外の法人が帯広市内で営業する店舗については対象となりません。

Q1-6 居住地(個人事業者の場合)が市外で、店舗が帯広市内にある場合、対象となるか？

A 個人事業者は、帯広市内に居住している(帯広市の住民票を有している)ことが対象要件となりますので、市外に居住している個人事業者は対象となりません。

Q1-7 居住地(個人事業者の場合)が帯広市で、店舗が市外にある場合、対象となるか？

A 申請する個人事業者の居住地が帯広市であれば、市外の店舗も対象となります。

Q1-8 対象とならない事業者はどのようなものか？

A 次のいずれかに該当する事業者は、申請の対象外となります。

- ① 帯広市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当する者
- ② 法人税法別表第1に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 宗教上の組織又は団体
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

Q1-9 令和2年2月1日以降に開店しているため、店舗売上の対前年同月比が出せない場合はどうしたらよいか？

A 以下の考え方で比較することが可能です。

- ① 令和2年2月1日から9月30日までの間に開店した店舗

→ 「R2.11~R3.2」の何れかの月の売上を選択 = (A)
「開店月の翌月~R2.10」の何れかの月の売上を選択 = (B)

↓

「(A) ÷ その月の日数 × 30」 = (A') と
「(B) ÷ その月の日数 × 30」 = (B') を比較

↓

結果、(A') が (B') より3割以上減少している

- ② 令和2年10月1日から12月31日までの間に開店した店舗

→ 「開店月の翌々月~R3.2」の何れかの月の売上を選択 = (C)
「開店月の翌月~(C)の前月」の何れかの月の売上を選択 = (D)

↓

「(C) ÷ その月の日数 × 30」 = (C') と
「(D) ÷ その月の日数 × 30」 = (D') を比較

↓

結果、(C') が (D') より3割以上減少している

Q1-10 最近コロナウイルスの影響で廃業したが、支援金はもらえるか？

A 当支援金は、「今後も事業を継続する意思」があり、「事業継続の一助」としていただくために給付するため、既に廃業している方は対象となりません。なお、「2店舗営業していたが、そのうち1店舗を閉鎖した」などのケースも同様に、閉鎖した店舗分については対象となりません。

※店舗改装等の理由のため閉店した場合については、Q1-30を参照

Q1-11 閉店しようと考えているが、支援金はもらえるのか？

A 当支援金は、「今後も事業を継続する意思」がある方が対象となるため、閉店を考えている方は対象となりません。

Q1-12 スーパーでお弁当を販売しているが、当店は対象となるか？

A 「持ち帰り・配達飲食サービス業」は「客の注文に応じその場で調理した飲食料品を提供する事業所のうち、その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業所」となります。従って、スーパー、コンビニ、菓子、パン店などの作り置き食料品販売を行っている店舗については小売店となり、対象となりません。

Q1-13 当店は法人で飲食チェーン店を営んでおり、本社所在地はA町で事務所のみであり、店舗は全て帯広市にあるが、支援金はもらえるか？

A 法人の場合、支援対象となるかは「本社所在地」で判断いたしますので、ご質問のケースは対象となりません。

Q1-14 当社は食材卸で、コロナの影響を大きく受けているが、飲食店同様に対象にならないか？

A 対象は飲食業のみとなります。よって、その他の業種は対象となりません。

Q1-15 ホテルで飲食営業を行っており、飲食店営業許可もあるが、支援の対象になるか？

A このケースは、宿泊業と飲食業が複合する業態と考えます。飲食業として独立した部門で30%以上の売上減があり、その他必要書類を備えていれば支援対象となります。（ただし、宿泊料金に含まれる朝食サービスや、ルームサービスに関する売上等、宿泊客に限定した飲食サービスは対象となりません。）

Q1-16 令和3年1月以降ずっと休業していた影響により、30%以上の売上減少になったものだが、支援の対象になるか？

A コロナウイルスの影響により休業している飲食店が多いものと認識しております。今回の支援金は、休業しているケースについても、30%以上の売上減少があれば影響を受けているものと取り扱います。

Q1-17 ここ2年ずっと休業しているが支援の対象になるか？

A コロナウイルスの影響は、基本は前年同月比で判定いたします。前年同月より30%下がらないケースとなりますので、支援の対象にはなりません。

Q1-18 社員食堂は支援の対象になるか？

A 不特定多数を対象としない社員向け福利厚生サービスは飲食業とみなしませんので、対象となりません。

Q1-19 下宿だが、食事を出している場合、支援の対象になるか？

A 下宿業は、日本標準産業分類の宿泊業に属する業態であり、本給付金の要件に定める「飲食店」又は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当しないことから、対象となりません。

Q1-20 魚屋の店内でお弁当を売っているのだが、支援の対象になるか？

A スーパーやコンビニのような作り置き弁当の販売は小売業にあたるので、対象となりません。客のオーダーに応じて飲食物を作り、持ち帰りで提供する場合は「持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当するので、対象となります。

Q1-21 スーパーの店内でクレープを販売しているのだが、支援の対象になるか？

A 作り置きものは小売業で対象となりませんが、客のオーダーに応じて作り、販売するのは「持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当するため、対象となります。

Q1-22 本社が東京にある飲食チェーン店をフランチャイズで経営しているが、当社は支援の対象になるか？

A 飲食チェーン店のフランチャイズとして経営している法人の本社が帯広にあれば、対象となります。

Q1-23 コーヒー豆の販売と喫茶店の営業を行っているのだが、支援の対象になるか？

A コーヒー豆の販売（小売）と喫茶店（飲食）を区分して、飲食部門の売上が前年同月比で30%以上減少していれば対象となります。

Q1-24 菓子店でソフトクリーム等も出しているが、飲食店営業や喫茶店営業の許可はなく、食品衛生管理者の資格と菓子製造業許可しかない場合、支援金はもらえるか？

A 要件（飲食又は喫茶店営業許可）を満たしていないので、対象となりません。

Q1-25 最近、帯広市に転居した飲食店を経営する個人事業者だが、支援金はもらえるか？

A 令和3年1月1日時点で市内に居住していない方（住民票を有していない方）は、本支援金の対象となりません。

Q1-26 キッチンカーを複数台保有し営業しているが、台数に応じて支援金が支払われるのか？

A 台数に応じて支援金が支払われます。ただし、それぞれのキッチンカー毎に異なる営業許可を得ており、車両毎に売上が減少していることが条件です。

Q1-27 令和3年1月に国の持続化給付金が入金された。令和3年1月の売上に含めて売上減少の前年同月比較を行うのか？

A 国や自治体からの給付金のほか、不動産収入等は売上に含みません。

Q1-28 申請は複数回できるのか？

A 複数回の申請はできません。一度支援金を給付された方は、再度申請することはできません。

Q1-29 店舗の「食品衛生責任者」の名義でも申請できるか？

A 申請できません。「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けた方が申請してください。

Q1-30 新装オープンするため、既存店舗を令和3年1月に閉店したが、支援金を申請できるか？

A 事業継続の意思があることから支援金を申請できます。ただし、新装オープンすることを証明できる書類等を別途ご提出願います。

【書類の一例】

- ・ 新装オープンに関する新聞記事や広告
- ・ 店舗改装に関する契約書
- ・ 新店舗の賃貸借契約書 など

2 提出書類の内容について

Q2-1 申請にはどのような書類が必要か？

A 次の書類について、郵送でご提出ください。

※簡易書留での郵送をお勧めします。（普通郵便で申請した際の配達トラブルにより申請書が届かなかった等の場合でも、申請期限の延長等、個別対応はできかねます。）

① 帯広市飲食業経営継続支援金 申請書兼誓約書

【申請書の入手先】

(1) 帯広市ホームページ

(URL)

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/covid19/jigyonusi/1008332.html>



※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

(2) 帯広市役所 1階総合案内又は7階

(3) 十勝総合振興局、帯広商工会議所、北海道中小企業家同友会とかち支部、北海道中小企業団体中央会十勝支部、帯広民主商工会、帯広市商店街振興組合連合会、帯広観光コンベンション協会、帯広観光社交組合

② 申請する店舗分の飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写し

③ 申請する店舗分の該当月の売上が分かる資料

④ 店舗の外観及び内観が分かる資料

⑤ 振込先の通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるページ）

⑥ 登記簿謄本の写し（法人）、免許証等の写し（個人事業者）

<郵送先>

〒080-0010 帯広市大通南8丁目1-1 太平洋興発ビル1階
株式会社新生 飲食業経営継続支援金係 宛て

Q2-2 売上高の根拠となる資料はどのようなものか？

A 月々の売上が確認できるものであれば、パソコン等で作成された月々の売上明細や、手書きの帳簿（日々の売上表のようなもの）でも結構ですが、提出する書類には申請者名と店舗名の記載をお願いいたします。

Q2-3 支援金申請者と「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」の営業者の名義が違う場合はどうしたらよいか？

A 原則として最新の許可証をもとに申請していただきますが、最新のものが申請期間に間に合わない場合は、下記書類等を追加でご提出いただきます。

（例1）営業許可を受けてから社名や氏名が変更となった場合

法人：保健所に提出した「食品衛生法等による変更届」の写しまたは履歴事項全部証明書

個人：保健所に提出した「食品衛生法等による変更届」の写しまたは氏名の変更がわかるもの（戸籍謄本等）

（例2）他者から店舗を引き継いだ場合など

店舗の営業譲渡契約書等の写し（法人、個人共通）

Q2-4 小売と飲食と売上が混在しているが、全て計上してよいか？

A 本支援金の給付対象は「飲食業」であるため、小売による売上と飲食による売上を区分して、飲食の売上のみを計上してください。

Q2-5 インターネット銀行に振り込んでほしいが通帳はない。どうしたらよいか？

A 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、口座名義人フリガナの記載されているインターネット銀行のログイン画面の写し（画像等）を印刷して提出してください。

Q2-6 免許証のコピーを本人確認書類として提出する予定だが、住所が以前のままである。これでは不可か？

A 現住所が確認できない本人確認書類は、受け付けることができません。現住所が記載されている別の本人確認書類を用意するか、免許証の住所欄を変更した上で提出してください。

Q2-7 申請者とは別の名義の口座に振り込んでもらうことは可能か？

A 原則として「申請者」＝「口座名義人」としておりますが、申請者から本人名義の銀行口座が用意できない理由を記した委任状（任意様式）が提出された場合については、別の名義人口座への振込も対応いたします。

Q2-8 保健所の飲食店営業許可証を紛失してしまったが、どうしたらよいか？

A 許可証が手元に無い場合、受付できません。
所管の保健所に許可証の再発行を求め、入手した許可証の写しを添付してください。

Q2-9 申請書兼誓約書の捨印欄に押印したくないのだが、しなくてもよいか？

A 捨印は軽微な修正の際に使用するもので、申請者の負担を軽減するものです。
捨印の押印が無い場合は、軽微な修正であっても申請書を返却することとなり、給付まで時間を要しますので、押印にご協力ください。

Q2-10 比較月に国の持続化給付金を受けている。持続化給付金に関する資料は必要か？

A 国からの給付金は売り上げではないことから、持続化給付金に関する収入の売上計上は不要です。よって、持続化給付金に関する資料の添付は、必要ありません。

3 その他

Q3-1 申請期間はいつまでか？

A 令和3年5月31日（月）までの受付となっており、申請書類の郵送は同日の消印有効です。

Q3-2 電子申請は可能か？

A 電子申請は行っておりません。郵送により申請してください。
申請書類の入手先は、Q2-1をご覧ください。

Q3-3 およそどの程度で入金されるか？

A 書類に不備等がなく順調に審査が進んだ場合、受付から土日祝日を除き7日～10日間程度で入金となる予定です。

Q3-4 申請にあたって、対面で相談できるのか？

A 新型コロナウイルス感染防止のため、原則として対面での相談対応は行っておりません。
電話による相談窓口（コールセンター）を設けておりますので、ご不明な点がある場合は、コールセンター（TEL 0155-67-0027）にご連絡ください。

Q3-5 提出した申請書の内容に不備がなかったか、郵送した申請書が届いているかをコールセンターに確認できるのか？

A 申請内容に不備がある場合は、コールセンター又は市役所から連絡します。
速やかに支給手続きを進めるため、個別の確認はご遠慮いただくようお願いします。

Q3-6 支援金の使い方に制限はあるか？

A 支援金の使途は限定されておりません。事業継続の一助としてお使いください。

Q3-7 国や北海道の支援金を申請していても、市の支援金の申請は可能か？

A 国をはじめとした他の支援金を受けている場合であっても、市の支援金の要件を満たせば申請可能です。

Q3-8 支援金は課税対象となるか？

A 税の取り扱いでは、支援金については所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に算入されるものですが、収入の減少や各種経費の支払いなどによって、支援金の支給額を含めてもなお赤字となる場合については、所得課税は生じないこととなります。
詳しくは税務署にお問い合わせください。

Q3-9 休業や時短営業をする必要はあるか？

A 本支援金については、休業や時短営業の実施は必要ありません。

Q3-10 支援金の給付日はどのようにお知らせされるか？

- A 申請書類の審査が完了しましたら、帯広市より決定通知を郵送いたします。
この通知に合わせて、給付予定日もお知らせする予定です。

Q3-11 新型コロナウイルス対策について、どの程度行う必要があるか？

- A 支援金の給付要件として「申請書兼誓約書」に記載している「新北海道スタイル（7項目）」の実施に努めることを求めています。「定期的な換気」や「お店の取り組みのお知らせ」など、店舗の環境により難しいケースもあると思いますが、例えば「ドアや窓の一時的な開放」や「場所を取らないサイズで店内に貼り紙掲示」などの工夫により、できるだけ多くの項目を実施するようご協力ください。
※「新北海道スタイル」についての掲示内容例や詳細については、北海道ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>）をご覧ください。

Q3-12 申請の際の郵送料は、申請者が負担するのか？

- A 郵送料は、申請者の負担となります。

Q3-13 パソコンがないため申請書の印刷ができない。どうしたらよいか？

- A 帯広市役所1階総合案内又は7階に申請書をご用意しております。
なお、帯広商工会議所や中小企業家同友会とかち支部などの経済団体・事業者団体にも配置を依頼する予定です。

Q3-14 よくわからないので市役所の人で申請書を書いてくれないか？

- A 市役所では、申請書類作成の代行はできません。
申請の手引きなどをご確認の上、ご不明な点等がある場合はコールセンター（TEL 0155-67-0027）までお問い合わせください。
なお、費用負担が生じますが、行政書士等の専門家は、申請書類作成の代行が可能です。ご希望される場合は、お近くの行政書士等にご相談ください。

Q3-15 なぜ「飲食業」だけ支援するのか？

- A 飲食業は、全国的な会食等の自粛傾向などにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を最も直接的に受けていることから、事業継続の一助としていただくため、臨時的に支援金を給付するものです。

Q3-16 従業員だが、実質的な飲食店経営者である。支援金はもらえるか？

- A 支援金は、飲食店又は喫茶店営業許可を取得している店舗の経営者に対して給付されるものです。
従業員や店舗内で個人事業者として営業しているスタッフ等は、支援金の対象外ですので支援金の給付を受けることができません。

Q3-17 普通郵便での申請でもよいか？

A 申請書送付は普通郵便でも構いませんが、郵便物の追跡ができるよう、簡易書留での郵送をお勧めします。

なお、普通郵便で申請した際の配達トラブルにより申請書が届かなかった等のケースでも、申請期限の延長等、個別対応はできかねますのでご了承ください。

Q3-18 架空の売上額で申請した事実が発覚した場合どうなるか？

A 虚偽の申請であることから、その事実が発覚した際には給付決定を取り消し、支援金を全額返還していただくこととなります。

Q3-19 当社は東京にも店舗があり、休業の支援金を都から支給されているが、東京の店舗も受給可能か？

A 都の休業要請に応じている店舗であっても、市の支援金の対象となります。ただし、申請する法人の本社が帯広市内にあることが要件です。